

ふれあいの里くしだ特定福祉用具販売サービス利用基本契約書

みえなか農業協同組合の特定福祉用具販売サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(サービスの種類と変更)

第2条 事業者は利用者に介護保険対象となる特定福祉用具販売サービスを提供します。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

(福祉用具販売計画の作成、交付)

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて解決すべき課題の把握を行うとともに利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って「福祉用具販売計画書」を作成します。

2 事業者は「福祉用具販売計画書」を作成・変更した場合には、利用者に説明し同意を得た上で、受領印をもらい「福祉用具販売計画書」を交付します。

(利用者負担金等、支払方法)

第4条 サービスに対する利用者負担金等の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。

2 利用者負担金等の支払いは、原則として、契約者（または代理人）名義の当J A貯金口座（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

(購入の解約)

第5条 利用者は、購入を中止又は変更することができます。この場合は、購入日含む8日間の間に、書面もしくは電話により、事業者に連絡するものとします。

(福祉用具機器の保証期間)

第6条 特定福祉用具の保証期間は、特定福祉用具製造元の保証する期間とします。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを2年間保管します。

2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

(守秘義務等)

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第9条 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(利用限度額を超過する場合)

第10条 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですが、特定福祉用具購入費利用限度額を超過する場合のサービス利用分については、超過分につき全額自己負担となります。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合は、この限りではありません。

3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(利用者代理人)

第12条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(協議事項)

第13条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代筆者(代筆者を選定した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

事業者

住 所 三重県松阪市豊原町1043番地の1

名 称 みえなか農業協同組合

代表者氏名 代表理事組合長 山本 清巳 印

特定福祉用具販売サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

名称 ふれあいの里くしだ

住所 三重県松阪櫛田町647番地2

2. 事業の目的と運営方針

(目的)

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、特定福祉用具販売サービスを実施します。当事業所の福祉用具専門相談員は、介護が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう特定福祉用具販売サービスを提供します。

(方針)

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3 サービス提供事業（ご利用事業所）

特定福祉 用具販売	介護保険事業所番号	2470703998号	
	住所	三重県松阪市櫛田町647番地2	
	管理者名・連絡電話番号	森本 純郎	TEL 0598 - 28-8814
	サービス提供地域	松阪市・津市	

4 ご利用事業所の職員体制等

(福祉用具貸与)

職種	人員
管理者	1名
福祉用具専門相談員	2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）

5 営業日・営業時間

営業日は、月曜日から金曜日までです。（但し、年末年始12/31～1/3・国民の祝日・国民の休日は除く）

但し、利用者の方の相談に応じて営業する。

月～金曜日
8:30～17:00

6 サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 利用者負担（基本料金）

- ①利用者負担金は、別添一覧表（カタログ等）の通りとします。
- ②上記負担金の「領収書」「申請書」等を、所轄の市区町村に提出すると、年間10万円を利用限度として、9割分が償還されます。また相対的に負担能力のある一定以上の所得の方は自己負担が2割または3割となり、8割分または7割分が償還されます。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費等

- ①通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。
1キロメートルあたり 25円
- ②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用（クレーン車使用など）
搬入場所等の条件により実費をいただく場合があります

(3) 介護保険給付限度額超過の場合

介護保険給付限度額（年間10万円）を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月25日（ただし、25日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の当J A貯金口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

7 福祉用具販売介護計画とサービスの記録

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、福祉用具販売計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て受領印をもらい交付します。
- ② 事業者は、福祉用具販売計画の作成後、実地状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

8 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福祉用具貸与 相談窓口	TEL 0598-28-8814	対応者（森本 純郎）
松阪市役所 介護保険課	TEL 0598-53-4091	
明和町役場健康あゆみ課	TEL 0596-52-7115	
津市役所介護保険担当窓口	TEL 059-229-3149	
国民健康保険団体連合会	TEL 059-222-4165	

9 事故発生、故障等などの対応について

事故発生、故障等発生した場合に下記に連絡して下さい。

住所	松阪市櫛田町647番地2 ふれあいの里くしだ
----	---------------------------

連絡先	TEL 0598-28-8814
FAX	FAX 0598-28-2221

10 高齢者虐待防止の対応

高齢者の虐待防止に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	TEL 0598-28-8814	対応者(森本 純郎)
------	------------------	------------

事業所は、虐待防止の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ります。

12 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、業務や職場において行われる性的な言葉又は優越的な関係を背景とした言葉であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員が就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じるものとします。

13 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する福祉用具の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月1回以上開催します。その結果を、福祉用具専門相談員に周知徹底をします。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③福祉用具専門相談員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

15 一部の福祉用具に係る貸と販売の選択制について

一部の福祉用具とは固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入

に伴い、以下の対応を行います。

- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、次の対応を行います。貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明をします。利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行います。医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案致します。

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認します。利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うように努めます。商品の不具合時の連絡先を情報提供します。0598-28-8814

特定福祉用具販売サービス内容説明書

1 特定福祉用具販売サービスの内容

- (1) 「特定福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具（日常生活上の便宜又は機能訓練のための用具であって、要介護者の日常生活の自立を助けるためのもの）のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って利用者の心身の状況、希望、居住環境等を踏まえて、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、商品の内容と取扱説明書の交付、使用説明及び事故についての説明、調整等を行います。

2 特定福祉用具販売サービスの種類と料金等

(1) ご利用いただく種目と利用料金

種 目	商 品 名	個 数	単 価	金 額
腰掛便座			円	円
特殊尿器			円	円
簡易浴槽			円	円
入浴補助用具			円	円
移動用リフトの吊り具			円	円
合 計	—		円	円

(2) その他の費用

交通費（通常の実施地域外の場合のみ）	<input type="radio"/> 無・有（	円）
特別搬入費	<input type="radio"/> 無・有（	円）

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

○ 利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○ 上記代筆者(代筆者を選定した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

○説明者 所属事業所 ふれあいの里くしだ

氏 名 田 畑 敦 子 印